

串木野港及び川内港台風・津波等対策委員会 会則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、「串木野港及び川内港台風・津波等対策委員会」（以下「委員会」という。）と呼称し、事務局を串木野海上保安部におく。

(目的)

第2条 この委員会は、串木野港・川内港及び周辺海域における台風、津波等の異常気象による事故を未然に防止するため公共機関、団体及び企業体（以下「機関等」という。）の連携を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 この委員会は、串木野港及び川内港に関係のある別紙機関をもって構成する。

(役員)

第4条 この委員会に、委員長1名及び幹事若干名をおく。

- 1 委員長は、串木野海上保安部長をもってあてる。
- 2 幹事は、委員長が委員のうちから委嘱する。

(実施事項)

第5条 この委員会は、次の事項を実施する。

- 1 台風、津波等の異常気象による被害を未然に防止するための船舶対応要領の策定及び実施【串木野港及び川内港異常気象船舶対応要領 参照】
- 2 委員会の連絡系統図の作成、台風・津波等の異常気象時における委員会が決定した事項及び情報の連絡系統図に基づく会員への伝達・周知
- 3 前項の場合において、船舶交通の安全に危険が生ずるおそれがあると認められるときに串木野海上保安部長が発出する港則法に基づく勧告等の会員への伝達・周知
- 4 前二項の場合において、船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがあり、その危険を防止するために串木野海上保安部長が発令する港則法に基づく命令の会員への伝達・周知
- 5 台風、津波等の異常気象による災害防止思想の普及のための資料作成並びに講演会の開催
- 6 台風、津波等の異常気象による災害防止のための調査、研究
- 7 その他この委員会の目的達成に必要な事項

(会議)

第6条 委員長は必要に応じ、委員会または幹事会を開催し、必要な事項を協議するものとする。

(会員の責務)

第7条 会員は、事務局から緊急に周知すべき情報があったときは、電話、電子メール、ファクシミリその他の適切な方法により、自己の関係者及び関係船舶（以下「関係者等」）に連絡するものとする。

2 会員は、本会からの情報を関係者等へ連絡する方法を確立するものとする。

3 会員は、気象庁が発表する津波注意報・警報等を入手したときは、直ちに所要の措置を講じるとともに、関係者等に対し、必要な措置を講じるように依頼するものとする。

(会則及び細則の制定、改正及び廃止)

第8条 この会則及び細則は、出席者の過半数以上の賛成をもって、これを制定し、改正し、又は廃止する。

(細則)

第9条 委員長は、第5条の各項を実施するための細則を定めるものとする。

附則

この会則は、昭和61年8月10日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成12年6月16日から施行する。

この会則は、一部訂正し、平成17年6月29日から施行する。

この会則は、一部訂正し、平成18年6月28日から施行する。

この会則は、一部訂正し、平成19年6月28日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成22年6月14日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成23年6月16日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成24年10月16日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成25年6月14日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成26年6月20日から施行する。

この会則は、一部改正し、平成29年6月14日から施行する。

この会則は、一部改正し、令和3年6月4日から施行する。

串木野港及び川内港異常気象船舶対応要領

串木野港及び川内港台風・津波等対策委員会会則第5条第1項の規定に基づき、異常気象による船舶対応要領を次のとおり定める。

- 第1 この実施要領において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。
- 1 大型船 タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
 - 2 中型船 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
 - 3 小型船 プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶をいう。(造船所での陸揚げは含まない)
- 第2 台風に対する船舶対応について、別表1のとおりとする。
- 第3 暴風(台風を除く)に対する船舶対応について、別表2のとおりとする。
- 第4 津波に対する船舶対応について、別表3のとおりとする。
- 第5 気象庁の南海トラフ地震臨時情報発表時に対する船舶対応について、別表4のとおりとする。
- 第6 第2から第5の規定は、海難救助、災害支援物資の輸送、その他緊急に活動を行う必要があると串木野海上保安部長が認める船舶について、除外することができる。

附則

この対応要領は、令和3年6月4日から施行する。

別表1

台風に対する対応

警戒勧告 風速15メートル以上の強風域が12時間以内に到達すると予想される場合

- (1) 在港船等は、荒天準備をなし必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること。
- (2) 荷役、給油、工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶は、荒天準備をなし必要に応じて当該行為を中止すること。
- (3) 岸壁上の作業用資機材の流出防止措置をとること。

避難勧告 風速15メートル以上の強風域が6時間以内に到達すると予想され、かつ暴風域に入るおそれがある場合。

- (1) 小型船以外の在港船は、速やかに安全な港湾等に避難すること。
ただし、総トン数500トン未満の船舶にあつては、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとる等、安全が確保される場合はこの限りではない。
- (2) 小型船はできる限り陸揚げ固縛又は安全な場所に避難すること。

解除

風速15メートル以上の強風域が到達しないことがわかった場合又は風速15メートル以上の強風域から外れた場合。

別表2

暴風（台風を除く）に対する対応

避難勧告 鹿児島地方気象台が薩摩地方に暴風警報（風速20メートル以上）を発表した場合

- (1) 小型船以外の在港船は、速やかに安全な港湾等に避難すること。
ただし、総トン数500トン未満の船舶にあつては、荒天準備を完了し、厳重な警戒体制をとる等、安全が確保される場合はこの限りではない。
- (2) 小型船はできる限り陸揚げ固縛又は安全な場所に避難すること。

解除

暴風警報の発表が解除となった場合。

別表3

津波に対する対応

警戒勧告 鹿児島県西部に津波注意報が発表された場合

- (1) 港内又はその境界付近に所在する船舶は、乗船者の安全確保措置をとるとともに地震・津波情報の入手に努めること。
- (2) 港内又はその境界付近において、荷役、給油、工事若しくは作業に従事し、又は行事に参加している船舶等は、当該行為を中止するとともに資機材等の流出防止措置をとること。
- (3) 大型船及び中型船の対応は、原則次のとおりとする。
 - ① 港内着岸船は、船舶の大きさと津波予想高さを勘案して係留強化による係留避泊又は港外退避すること。
 - ② 港内錨泊船は、港内避泊又は港外退避すること。
 - ③ 港内航行船は、港外退避すること。
- (4) 小型船の対応は、原則次のとおりとする。
 - ① 港内着岸船は、陸揚げ固縛又は係留強化した後に陸上避難すること。
ただし、避難海域に避難する時間的余裕がある場合は、港外退避を考慮すること。
 - ② 港内航行船及び港内錨泊船は、直ちに着岸して陸揚げ固縛若しくは係留強化した後に陸上避難又は港外退避すること。
- (5) (1)から(4)までに掲げる措置のほか、避難勧告が発令された場合に円滑な対応が実施できるように必要な準備をすること。

避難勧告 鹿児島県西部に津波警報又は大津波警報が発表された場合

- (1) 上欄(1)及び(2)に掲げる措置をとること。
- (2) 大型船及び中型船は、原則港外退避すること。
ただし、避難海域に避難する時間的余裕がない場合は、次のとおりとする。
 - ① 港内着岸船は、係留強化による係留避泊すること。
 - ② 港内錨泊船及び港内航行船は、港内避泊すること。
- (3) 小型船の対応は、原則次のとおりとする。
 - ① 港内着岸船は、時間的余裕がある場合は、陸揚げ固縛又は係留強化した後に陸上避難すること。さらに、避難海域に避難できる時間的余裕がある場合は、港外退避を考慮すること。陸揚げ固縛等の時間的余裕がない場合は、直ちに陸上避難すること。
 - ② 港内航行船及び港内錨泊船は、時間的余裕がある場合は、直ちに着岸して陸揚げ固縛若しくは係留強化し陸上避難又は港外退避すること。陸揚げ固縛等の時間的余裕がない場合は、着岸後直ちに陸上避難又は港内避泊すること。

解除

発表された津波注意報・津波警報の全てが解除された場合。

別表4

南海トラフ地震臨時情報に対する対応

南海トラフ地震注意（注意喚起）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- (1) 南海トラフ地震臨時情報に関する情報の入手に努めること。
- (2) 巨大地震の発生に備えて、連絡系統、避難方法、避難海域を確認すること。

南海トラフ地震警戒強化（勧告）

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- (1) 南海トラフ地震臨時情報に関する情報の入手に努めること。
- (2) 巨大地震の発生に備えて、次の事項を確認すること。
 - ① 連絡系統の確認
 - ② 出港の支援体制の確保（タグボート、パイロット等）
 - ③ 港湾管理者の対応（岸壁使用制限の有無等）
 - ④ 荷主企業等の対応（荷役制限の有無等）
 - ⑤ 避難の方法（避難海域の選定、荷役・作業の中止、その他、別表3「津波に対する対応」に準ずる項目）
- (3) 上記（2）の事項を確認した結果、避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域等へ避難すること。

南海トラフ地震警戒強化（勧告）解除

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除された場合

- (1) 勧告の解除から1週間は「南海トラフ地震注意」と同様の次の措置をとること。
 - ① 南海トラフ地震臨時情報に関する情報の入手に努めること。
 - ② 連絡系統、避難方法、避難海域を確認すること。

※1 「南海トラフ地震臨時情報」の発表中に津波警報等が発表された場合は、これを解除し、別表3に定める、津波に対する対応（警戒勧告または避難勧告）を発令する。

※2 別表3に定める、津波に対する対応「警戒勧告または避難勧告」が継続されている場合は、「南海トラフ地震臨時情報」にかかる南海トラフ地震注意、南海トラフ地震警戒強化は発令しない。

※3 別表3に定める、津波に対する対応「警戒勧告または避難勧告」を解除した際、「南海トラフ地震臨時情報」が継続されている場合は、「南海トラフ地震臨時情報」にかかる南海トラフ地震注意または南海トラフ地震警戒強化を発令する。